

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品起因による事故ではないと判断した案件について

令和 3 年 2 月 24 日
経済産業省産業保安グループ
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号。以下「消安法」)第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、ガス機器・石油機器に関する事故及び製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件、並びに、製品起因による事故ではないと考えられ、今後、第三者判定委員会において審議を予定しているものとして公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『令和2年度第3回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、製品起因による事故ではないと判断したのでお知らせします。また、併せて、被害が重大ではなかったことが判明した案件についてもお知らせします。

なお、このお知らせをもちまして、当省 HP 内の『製品安全ガイド』に公表している製品事故データベースより事故情報を削除します。

※詳細は別紙のとおりです。

【参考】消安法

(内閣総理大臣への報告等)

第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A201900942 令和1年11月15日(大阪府) 令和1年12月17日	ガスこんろ(LPガス用)	DC1001	株式会社ハーマン	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品の上に水の入ったフライパンを置き、当該製品を点火した後に居眠りをし、目覚めて確認したところ当該製品及び周囲が焼損していた。 ○当該製品、まな板、換気扇及びガス栓に接続したガスホースの一部が焼損しており、まな板は溶融して周囲に薄く広がり、機器内部にも流れ込んで焼損していた。 ○天板右側が焼損してシールパッキンの大部分が焼失していた。 ○内部は、右側、後側及び器具栓周辺にすすの付着と焼損の痕跡が認められた。 ○点火つまみは、焼損及び溶融しており、根元にあるビスの位置から事故発生時は燃烧状態であったと考えられた。 ○混合管は、内部にすすが付着していたが、詰まり等の異常は認められなかった。 ●使用者がフライパンに水を入れて当該製品の上に置き、当該製品を点火後居眠りしたため、フライパンが空だき状態となって高温になり、ふく射熱で樹脂製のまな板が溶融してフライパンに近接し、発火して周辺に延焼したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火をつけたまま就寝しない。」「機器の周囲に燃えやすいものを近づけない。」旨、記載されている。	
2	A201900943 令和1年12月3日(福岡県) 令和1年12月17日	石油ストーブ(開放式)	KS-67G	株式会社トヨミ	(火災、死亡1名) 当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。	○当該製品は全体的に焼損が著しく、外郭鋼板の塗装が一部溶融していた。 ○事故発生時、当該製品は使用中であったと推定されたが、当該製品の外筒内部、燃烧筒、しん調節器内側及びしん案内筒にすす詰まりはなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○開放油タンクに腐食等による穴空き及び油漏れの痕跡は認められなかった。 ○塗装が溶融した外郭鋼板の下方に、油タンクの給油口が位置していた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

3	A201900965 令和1年11月1日(宮崎県) 令和1年12月20日	石油ストーブ(開放式)	RX-2918WY	株式会社コロナ	(火災) 当該製品及び建物2棟を全焼、3棟を類焼する火災が発生した。	○当該製品の消火ボタンを押して消火した直後に、当該製品の右側上部から炎が上がり、簡易消火具で消火したが消えず、水を掛けたが床のカーペットに燃え広がった。 ○当該製品は、事故発生当日に自宅倉庫内で給油されたが、倉庫内には灯油の他に、調理器具用のホワイトガソリンも保管されていた。 ○当該製品の油受皿内及びカートリッジタンク内は焼損が著しく、ガソリン及び灯油反応ともに検出されなかった。 ○当該製品は焼損が著しく、天板に変形や穴空き等が認められた。 ○しん調節つまみは、消火位置であった。 ○燃焼筒及び天板の裏側に、すずの付着は認められなかった。 ○カートリッジタンクは焼損が著しかったが、膨らみは認められなかった。 ○給油時自動消火装置は、正常に作動する状態であった。 ○油受皿に腐食の痕跡は認められなかった。 ○置台は、焼損が著しかった。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
4	A201901025 令和2年1月9日(北海道) 令和2年1月17日	ガスこんろ(LPガス用)	PA-K37P-R	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災) 当該製品を使用後、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の右こんろを使用後、異臭がしたので確認すると、グリル内から出火していた。 ○当該製品は、底面、背面及び内部後方側に著しい焼損が認められた。 ○グリル排気口部から背面にかけて樹脂の焼損溶融物が認められた。 ○右こんろ及びグリルの操作ボタンは「切」の状態、左こんろはバーナーキャップのガス放出口がさびて塞がっており、使用できない状態であった。 ○当該製品に接続していたガス用ゴム管は焼失していた。 ○使用者は長めのガス用ゴム管を使用しており、当該製品の下に取り回していたとの申出内容であった。 ●当該製品は、長めのガス用ゴム管が当該製品の下に取り回されていたため、使用時の熱影響で劣化していたガス用ゴム管からガスが漏えいし、右こんろの炎で引火して出火した又はグリル排気口付近に置いていた樹脂製品が右こんろの炎により着火し、ガス用ゴム管に延焼して穴が空いたことで漏えいしたガスに引火し、出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「機器の上や周囲には可燃物や引火物を置かない、近づけない。火災の原因になる。」、「ガス用ゴム管は機器の上や下を通さない。」、「ゴム管はときどき点検して取り替える。ガス漏れの原因になる。」旨、記載されている。	
5	A201901038 令和1年12月30日(滋賀県) 令和2年1月21日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-900V-L	株式会社パロマ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○家族が留守中に火災、当該製品とその周辺が著しく焼損した。 ○室内に6匹の猫が放し飼いされており、4匹が室内で死亡していた。 ○当該製品は全体が著しく焼損し、樹脂部品が焼失していた。 ○当該製品内部に出火の痕跡は認められなかった。 ○左右の器具栓は溶融及び変形しており、オン/オフを確認できなかった。 ○グリル内部から出火した痕跡は認められなかった。 ○操作ボタンにロック機能はあるが、事故発生時に使用されていたかは不明であった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に内部から出火した痕跡は認められないことから、当該製品の操作ボタンが押されたことで点火して火災に至った可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

6	A201901090 令和1年12月23日(北海道) 令和2年1月30日	石油ふろがま	BS-1510P	株式会社コロナ	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○使用者は、当該製品の点火30分後くらいに異臭を感じ、風呂場を確認すると煙が発生しており、当該製品が赤熱していたため消火器を放射した後、当該製品の背面側と天井付近に炎を認めたとの申出内容であった。 ○使用者は、点火時に浴槽に水が張ってあることを確認したが、出火時は完全に抜けていたとの申出内容であった。 ○当該製品の送油系統及び電気部品等に異常は認められなかった。 ○当該製品は購入後、約5年間点検及び手入れは行われず、当該製品の空だき電極先端側周囲に毛髪等の異物が付着していた痕跡が認められたほか、排気経路にすずの付着が認められた。 ●当該製品は、点検及び手入れ不足により空だき防止装置の電極に毛髪等の異物が付着し、動作遅れが生じるようになっていたほか、燃焼及び排気経路にすずがたまっていたため、排水栓の装着不良等で水が抜けたことにより、空だき防止装置が機能するまでの間に熱交換されなかった燃焼熱によりすずが着火し、内燃状態となって赤熱化し、樹脂製の循環パイプが着火して出火したと推定される。 なお、取扱い説明書には、「浴槽に水が入っていることを確認する。火災のおそれがある。」、「浴槽の排水栓は、水もれのないよう、しっかり締める。」、「長期間の使用によってかま内部に湯あかがたまる。3か月に1度以上は、循環口へ水道ホースの先をつまんで、勢いよく水を吹きつけ、水洗いする。」旨、記載されている。	
7	A201901146 令和2年1月11日(東京都) 令和2年2月13日	ガストーチ	GB-TC-CPRO3 (岩谷産業株式会社ブランド)	株式会社旭製作所(岩谷産業株式会社ブランド) (輸入事業者)	(火災) 飲食店の厨房で当該製品を使用後、当該製品を焼損する火災が発生した。	○飲食店の厨房で従業員が当該製品で食材をあぶり、使用後に当該製品を棚に戻そうとしたところ、当該製品からガスが噴出して炎が上がった。 ○当該製品の外観は、火口に使用時の熱による変色があるが、樹脂部品やその他に傷等の異常は認められなかった。 ○内部のバルブ本体は、中央下部が上下に破断していた。 ○バルブ本体の材質に異常は認められなかった。 ○破断面は脆性破壊の様相を呈しており、成形不良、粒界腐食等の異常は認めなかった。 ○当該製品の中心部に足を置いて体重(約70kg)を掛けしたが、バルブ本体は破断しなかった。 ○同等品を用いてバルブ本体の破壊強度を求めた結果、平均値72.6Nとなり、通常締付け時の力(8.5N)に対して約8.5倍の強度であった。 ○当該製品はリコール対象機種であるが、事故はリコール事象ではないと考えられた。 ●当該製品は、バルブ本体に成形不良等の異常は認められず、同等品のバルブ本体が通常締付け時の力に対して約8.5倍の強度を有していたことから、事故発生以前に何らかの原因で火口に過大な荷重が加わったことでバルブ本体が破断し、使用時に破断部からガスが漏れて火口の炎が引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

8	A201901154 令和2年2月1日(千葉県) 令和2年2月14日	石油温風暖房機 (開放式)	LC-32D	株式会社トヨミ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○衣類が天板上に乗った当該製品を使用中、当該製品付近から火が出たとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品の前方の床に焼損した衣類があった。 ○当該製品の外観は、フロントパネル上方及び天板前面が黒く焼損し、フロントパネル上方の操作パネルが内部に焼け落ちていた。 ○カートリッジタンクの油量計及び給油口の口金は破損しておらず、膨張もしていなかった。 ○外筒、燃焼リング、下部燃焼筒及び送風筒にすずの付着は認められなかった。 ○基板の一部に焼損痕が認められたが、欠損はなく、基板から出火した痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンク内に残存していた燃料は灯油であった。 ○過熱防止装置の導通に異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の内部に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
9	A201901174 令和1年12月13日(新潟県) 令和2年2月27日	石油ふろがま	JPK-N6	株式会社長府製作所	(火災) 施設で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、家庭用のふろの追い焚き用の当該製品を錦鯉の越冬用施設で水槽の水の保温に用いており、独自のセンサーを用いて自動で動作するように改造していた。 ○煙突の設置や当該製品の土台に不燃材を用いない等、工事説明書に遵守した取付けは行われていなかった。 ○当該製品は全体的に焼損しているが、缶体下側のステンレス部分に光沢があり、バーナー側の缶体側面に変色及び焼損は認められなかったことから、空だきはなかったものと推定された。 ○バーナー部の燃焼筒部の垂鉛ダイカストが熔融しており、缶体とバーナー部を固定するための固定金具は認められなかった。 ○機器内部及びバーナー口塞ぎ板の内側に白い繊維状の異物が付着していた。 ○接続管等の穴空きや袋ナットの緩みはなく、油漏れの痕跡は認められなかった。 ○送風用モーター等、その他確認された部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存部品に出火の痕跡は認められなかったことから、工事説明書通り設置されておらず、家庭用ふろの追い焚き用の当該製品を錦鯉用水槽の保温に使用し、水温をセンサーで調整できるように改造していたことから事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「ふろ以外の目的に使用しない。」、「分解修理及び改造を禁止する。」、「この機器は上水道用である。」旨が、工事説明書には、煙突の設置方法の他に、「機器を取り付ける土台には不燃性又は金属製のものを使用する。」旨、記載されている。	

10	A201901194 令和2年2月16日(佐賀県) 令和2年3月3日	石油ストーブ(開放式)	RCA-37	株式会社トヨミ	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品を点火して就寝し、約5時間半後に使用者が当該製品及び周辺が燃えていることに気付いた。 ○外観は全体的に焼損が著しく、点火つまみ等の樹脂部品は焼失していた。 ○しん調節つまみはほぼ最大点火位置であったが、しんが劣化しており、しんの高さは火力を絞った状態となっていた。 ○燃焼筒は右側底部が点火ヒーターに載って傾いた状態で使用されており、ガラスが溶融していたが、すすの付着は認められなかった。 ○燃焼筒及び天板の裏側に、すすの付着は認められなかった。 ○カートリッジタンクの焼損は著しかったが、膨らみは認められなかった。 ○油受皿に腐食は認められず、底部にすすの付着は認められなかった。また、しん調節器の右背面側にあるガス抜き弁(対震自動消火装置作動時の固定タンクの内圧開放弁)周辺に、すすの付着は認められなかった。 ○置台表面にほこりやマッチ等はなく、異常燃焼を示す痕跡は認められなかった。 ○当該製品は1986年製造で、使用者は当該製品を2020年1月に譲り受けた。 ●当該製品は、燃焼筒が正常に載っていない状態で、火力が絞られた状態で燃焼を続けたことで油受皿が熱せられ、しん調節器のガス抜き弁から出た未燃ガスに引火し、出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「燃焼筒が正しくセットされていることを確かめる。」、「就寝時は火が完全に消えていることを確かめる。」旨、記載されている。	
11	A202000006 令和2年3月5日(東京都) 令和2年4月2日	屋外式(RF式)ガス給湯付ふろがま(都市ガス用)	GT-2428AWX	株式会社ノーリツ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○ベランダに設置された当該製品の周辺が燃えているとの通行人からの連絡を受け、使用者は床に落ちて燃えていた洗濯物に水を掛けて消火したが、当該製品及び周辺の外壁や雨どい等が焼損した。 ○事故発生時、当該製品の前方にある物干しざおに洗濯物を干しており、過去にも物干しざおに掛けた樹脂製ハンガーが溶損することが何回かあったとの使用者からの申出内容であった。 ○当該製品の排気口前方に固定式の物干し台があり、溶断した樹脂製ハンガーの一部が掛かっていた。 ○当該製品の底面、左側面及びその周辺の外壁に著しい焼損が認められ、天板上に金属製のリング状の残留物があり、天板及び排気口に溶損した樹脂の付着が認められた。 ○送風ファンの羽根、バーナー及び熱交換器のフィンに著しいすすの付着は認められなかった。 ○リレーケースの外郭、電源コード及びリモコンコードの被覆に溶融が認められたが、リレーケース内の電流ヒューズは切れておらず、電装基板に異常は認められなかった。 ○ガス通路の気密性に異常は認められなかった。 ○気象庁のHPで気象情報を確認したところ、事故発生時の事故現場周辺の風速は7.0～9.6mであった。 ●当該製品は、内部に出火の痕跡は認められないことから、排気口前方に固定式の物干し台が設置されていたため、洗濯物を干すことにより、洗濯物が当該製品の排気口を覆ったことで燃焼不良が発生し、排ガス中に含まれる未燃ガスにバーナーの火が引火して、洗濯物に着火し、事故に至ったものと推定されるが、過去にも物干しざおに掛けた樹脂製ハンガーが溶損することが何回もあり、排気口前方に洗濯物を干すと火災の原因となり得ることを認識していた可能性が高いにもかかわらず、使用者が排気口前方に洗濯物を干したことも事故発生に影響したものと考えられる。	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(3)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因であるか否かが特定できない事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201800773 平成31年2月19日(東京都) 平成31年3月7日	空気清浄機(加湿機能付)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は3口延長コードのタップ部に接続されており、当該タップ部には、別の1口延長コードのプラグも接続されていた。 ○当該製品は、水タンク部を除き著しく焼損していた。 ○当該製品内部にある基板、モーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電源コードが断線し、断線部に溶融痕が認められたが、断線部は本体内部に納められた箇所であり、周囲の樹脂部材の焼損程度は小さかった。 ○3口延長コードのタップ部に接続されていた1口延長コードのプラグの栓刃の1つがプラグ内のカシメ部で溶断しており、栓刃とタップ部の刃受金具が一部焼失していた。 ○3口延長コード及び1口延長コードの事業者名等は特定できなかった。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、3口延長コードと1口延長コードの接続部において異常発熱して出火し、当該製品に延焼して焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
2	A201900055 平成31年3月19日(千葉県) 平成31年4月18日	電気ポンプ	(火災) 施設で当該製品を焼損する火災が発生した。	○宿泊施設の露天風呂を清掃していたところ、露天風呂脇に設置された当該製品から発煙した。 ○当該製品の樹脂製外郭は大部分が焼失していた。 ○モーターの回転軸は固着し、モーター部の金属製外郭内側、羽根車を内蔵した金属製ケース内部及び回転軸に腐食が認められモーター巻線には溶融痕が認められた。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品には設置時に過負荷保護装置が取り付けられていなかった。 ○当該製品は事故発生の3年前に設置されてから数か月後には使用を停止し、近傍に設置した分電箱の扉のスイッチで電源をオフにし給排水管を切断した状態で設置場所に放置されていた。 ○事故発生直後、分電箱のスイッチはオンになっていたが、いつ、誰が操作したかは不明であった。 ●当該製品は、設置時に過負荷保護装置が取り付けられていなかったため、長期間使用しないまま屋外に放置していたことで腐食等によってモーター回転軸が固着し、モーター巻線に過電流が流れた際に通電が継続して異常発熱し、出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「過負荷保護装置は内蔵していないことからモーター焼損防止のため、過負荷保護装置を設置する。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
3	A201900121 令和1年5月12日(青森県) 令和1年5月22日	バッテリー(リチウムイオン、草刈機用)	(火災) 当該製品を充電器で充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、事故発生の約3時間前から充電器に接続した状態であった。 ○当該製品の樹脂製外郭はほぼ溶融し、内蔵の円筒形リチウムイオン電池セル5個のうち1個のみが焼損した状態で残存しており、その他4個の電池セルは確認できなかった。 ○残存する電池セルは焼損しており、電池セル内部の電極体を取り出して確認したところ、著しく損傷した負極銅箔及び焼残物が認められた。 ○当該製品の基板は全体的に焼損していたが、基材に局所的な焼損は認められなかった。 ○当該製品を接続していた充電器は、当該製品との接続部を中心に焼損しており、基板上の過充電保護に使われていた制御用トランジスター付近に焦げが認められ、一部の部品が脱落し、平滑用コンデンサーの容量抜けが認められた。 ○不具合のある平滑用コンデンサーを実装した充電器で同等品を充電したところ、同等品に瞬間的な過電圧が継続して印加され、充電開始から14時間後に同等品の電池セルから出火した。 ○当該製品は、各電池セルの過充電保護機能を有し、充電器と同様に制御用トランジスターが使われていた。 ●当該製品は、接続していた充電器に不具合があったため、過電圧が入力されて制御用トランジスターが短絡故障し、過充電保護機能が働かず充電が継続し、過充電状態になった内蔵の円筒形リチウムイオン電池セルが異常発熱して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	A201900122「充電器(草刈機用)」(製品起因の事故として公表予定)と同一事故
4	A201900278 令和1年7月7日(宮城県) 令和1年7月18日	電気こんろ	(火災) 当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は飲酒して帰宅後、台所を離れた後に火災報知器の鳴動で火災に気付き、屋外に避難した。 ○使用者は普段から当該製品のラジエントヒーターの上に樹脂製水切りかごを置いていた。 ○当該製品のガラス製トッププレート表面に異物の付着が認められたが、内側にはキズや異物の付着等は認められなかった。 ○機器内部の制御基板等に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は電源スイッチを0.5秒以上長押ししてから、ラジエントヒータースイッチ又はIHヒータースイッチを押した後、火力調整スイッチを押すことで、初めてヒーターに通電する仕様となっているほか、電源スイッチ操作後、約5分間の無操作で電源が切れること、ラジエントヒータースイッチ及びIHヒータースイッチ操作後、約1分間の無操作でヒーターの選択が解除されることを確認した。 ○各種イミュニティ試験を実施したが、誤作動は生じなかった。 ●詳細な使用状況が不明のためスイッチが入った原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品の上に置かれていた可燃物がヒーターの熱で加熱されて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
5	A201900308 平成31年3月18日(福井県) 令和1年7月26日	パワーコンディ ショナ(太陽光発 電システム用)	(火災) 当該製品の内部部 品から発煙する火 災が発生した。	○当該製品の外観に焼損は認められなかった。 ○当該製品内部の電解コンデンサーの防爆弁が作動し、その周辺には電解液が噴出した痕跡とみられる茶色の付着物が認められた。 ○昇圧回路及びインバーター回路を制御する基板上のチップコンデンサー側面に、白い泡状の付着物が認められた。 ○当該製品内部には上方から下方にかけて液体が垂れたような白い付着物が認められ、付着物の一部から、洗剤に含まれる成分が検出された。 ○事故発生前に付近を清掃した等の情報はなく、当該製品内部に液体が浸入した経緯は不明であった。 ●当該製品内部に洗剤を含む液体が浸入し、制御基板上のチップコンデンサーの端子間が絶縁低下したため、昇圧回路の電解コンデンサーに過電圧が加わり異常発熱して、内圧上昇により防爆弁が作動し、高温の電解液が噴出したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
6	A201900466 令和1年8月14日(静岡県) 令和1年9月10日	液晶テレビ	(火災) 飲食店で当該製品 及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品は、壁に掛けて使用されており、積み上げて置かれた調理用電熱器具の約1m上に設置されていた。 ○当該製品は、片側の樹脂製外郭の焼損が著しかったが、反対側の外郭は焼損せず大部分が残存していた。 ○焼損が著しい側にあった入出力端子基板及び入出力端子基板と電源基板を接続するコネクターが焼失していたが、いずれも低電圧部品であった。 ○電源基板、デジタル基板、電源コード等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
7	A201900531 令和1年9月11日(沖縄県) 令和1年9月30日	電動工具(丸のこ、充電式)	(火災) 車両内で当該製品 及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品は満充電のバッテリーを装着し、車内で保管中であった。 ○当該製品はバッテリー装着部が著しく焼損していた。 ○当該製品のモーター、トリガースイッチ等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に装着していたバッテリーの焼損は著しく、内部のリチウムイオン電池セル10個のうち、4個は封口体が外れて内部電極が噴出し、電極には熔融痕が認められた。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていたバッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	A201900532「バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)」(製品起因の事故として公表予定)と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
8	A201900667 平成31年4月20日(三重県) 令和1年10月21日	電気ストーブ(ハ ロゲンヒーター)	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○事故発生時、当該製品は壁コンセントに接続されていたが、使用されていなかった。 ○当該製品は、台座の電源コード出口付近の焼損が著しく、台座樹脂、支柱樹脂及び頭部樹脂が焼損していた。 ○電源コードは、台座出口付近で手より接続されており、別製品のものに交換されていた。 ○電源コードは、手より接続部付近で片側の芯線が断線しており、断線部及び両側の手より接続部の芯線端部に溶融痕が認められた。 ○当該製品のヒーター、モーター、電源スイッチ等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められず、電流ヒューズは切れていなかった。 ○電源コードが交換された経緯は特定できなかった。 ●当該製品は、電源コードが途中で手より接続されていたため、手より接続部で絶縁破壊が生じて短絡し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
9	A201900698 平成21年5月27日(不明) 令和1年10月25日	自転車	(重傷1名) 当該製品で段差を 降りたところ、後タイ ヤに泥よけが巻き込 まれ、泥よけを外そ うとして右手指を負 傷した。	○当該製品で歩道と車道の段差を降りたところ、後泥よけが後タイヤに接触して刺さり巻き込まれたため、刺さった金属製の泥よけ体を外そうとした際、右手中指に裂傷を負ったとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品の後泥よけは、事故発生後に修理されていた。 ○当該製品の後泥よけは、泥よけステー取付部付近が変形して一部に亀裂が認められ、上ブリッジ取付部の後方に大きなへこみがあり、中央部が盛り上がっていた。 ○当該製品の後泥よけの先端部を覆っている塩化ビニル製のキャップは脱落していた。 ○当該製品の後輪の取付状態やブレーキ及びベルトの調整に問題は認められなかった。 ○当該製品の後泥よけが修理された状態で、後輪の10cm高さからの落下試験及び5kmの走行試験を実施したが、異常は認められなかった。 ○当該製品の泥よけの強度は、BAA基準を満たしていた。 ○同等品の泥よけ先端部の状態を確認したところ、泥よけ体の通常手が触れる部分に鋭利な箇所は認められなかった。 ○後泥よけの亀裂発生部や塩化ビニル製のキャップが脱落した後泥よけの先端部は鋭利であった。 ●当該製品に異常は認められず、後泥よけがタイヤに巻き込まれた原因は特定できなかったが、使用者が巻き込まれた泥よけ体を後タイヤから外そうとしたときに、金属製の泥よけ体破損部の鋭利な端部で手を切ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
10	A201900705 令和1年10月17日(茨城県) 令和1年10月28日	電気こたつ	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○当該製品は著しく焼損していたが、サーモスタット、電源コード等全ての電気部品が残存していた。 ○当該製品のヒーターガードがヒーター側に変形し、こたつ布団のものと思われる布が張り付いていた。 ○ヒーターユニット及び中間スイッチに出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは被覆が一部焼損し、素線の一部に溶融痕が認められたが、半断線、屈曲等の外力が加わった痕跡は認められなかった。 ○こたつ布団の焼損状況及び事故発生時の使用状況については確認できなかった。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
11	A201900769 令和1年8月24日(大阪府) 令和1年11月7日	椅子(ソファ)	(重傷1名) 当該製品に着座したところ、臀部を負傷した。	○使用者は、当該製品の背もたれ端部に腰掛け、背もたれから滑り落ちるように座面に座ろうとした際に側面の木製フレームで臀部を強打し、尾骨を骨折した。 ○当該製品は、金属製フレーム、木製フレーム及び座面クッションが発泡ウレタン樹脂で覆われており、その上に布製カバーがかぶせられていた。 ○背もたれの下段は上段に比べ前方に凸となっており、木製フレーム側板の背もたれ下段に該当する部分も前方に凸となっていた。 ○当該製品を触ると布製カバーや厚さ約40mmの発泡ウレタン樹脂越しに厚さ約8mmの木製フレーム側板の凸部が確認できた。 ○当該製品に破損等の異常は認められなかった。 ●使用者が当該製品の背もたれに腰掛け、背もたれから滑り落ちるように座面に座ろうとした際、背もたれ内部の木製フレーム側板の凸部に臀部が接触し、尾骨を骨折したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「座面以外のところに座らない。」旨、記載されている。	
12	A201900802 令和1年11月4日(愛知県) 令和1年11月13日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が爆発音に気付き、外から当該製品が置かれている2階ベランダを見たところ、発煙していた。 ○当該製品は、ファンモーター側の焼損が著しく、ファン及び樹脂製外郭は焼失していた。 ○ファンモーターは焼損していたが、モーター配線に断線はなく、モーター基板は原形をとどめており、溶融等の出火の痕跡は認められなかった。 ○インバーター基板、圧縮機、端子台等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生時の当該製品の運転状態は不明であった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
13	A201900811 令和1年11月6日(埼玉県) 令和1年11月18日	薪ストーブ	(火災) 屋外で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用して1～2時間後に、本体と煙突の継ぎ目付近から出火したとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品は屋外用の組立式薪ストーブであるが、事故発生時、使用者はテント内で使用していた。 ○当該製品外郭及び煙突に変形や欠損は認められなかったが、背面に著しい焼損が認められた。 ○ウォータータンクの蓋の裏側及び後脚部に炭化物が付着していた。 ○煙突は本体側の3本が加熱により変色し、煙突の接合部に焼き付き防止耐熱潤滑剤が塗られていた痕跡が認められたが、煙突内部にすすやタールの付着は認められなかった。 ○煙突に巻き付けていた遮熱シート2枚に焼損は認められなかった。 ○当該製品を用いた再現実験の結果、当該製品から火が漏れ出すことはなく、煙突の接合部に塗った焼き付き防止耐熱潤滑剤は着火しなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められず、再現実験においても当該製品から火が漏れ出す異常は認められなかったことから、屋外用の当該製品をテント内で使用したため火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「この製品は屋外用ストーブとして製作されているので屋内、テント内又は換気の不十分な場所では使用しない。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
14	A201900822 令和1年11月7日(愛知県) 令和1年11月21日	配線器具(ダクト レール用)	(火災) 店舗で当該製品を 焼損する火災が発 生した。	○当該製品は溝形の配線器具で、電源線に接続されたフィードインボックスを当該製品に接続することで、両側の内部にある電極板からスポットライトやコンセント等に電源を供給する製品である。 ○当該製品は、フィードインボックスとの接続部付近が焼損していた。 ○フィードインボックスの端子と接触する電極板は、両極に焼損が認められ、片側が溶断していた。 ○当該製品には自動販売機2台及びデジタルコピー機1台(合計最大電流約36A)が接続され、同時使用された場合に接続可能な最大電流(15A)を超えることがあった。 ●当該製品は、接続可能な最大電流を超えて多数の電気製品を接続し、使用していたため、過電流によりフィードインボックスとの接続部が異常発熱して出火したものと推定される。 なお、当該製品本体には定格電圧、電流が表示されており、包装袋には「定格電流を超えての施工や使用は火災の原因になる。」旨、記載されている。	
15	A201900823 令和1年11月3日(愛知県) 令和1年11月21日	リモコン(電気式 浴室換気乾燥暖 房機用)	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○使用者が浴室内からの発煙に気付いて確認したところ、天井付近に火がついていた。 ○洗面所に設置されていた当該製品本体は焼損しておらず、出火の痕跡は認められなかった。 ○浴室換気乾燥暖房機につながる当該製品の配線は、被覆が一部焼失していたが、芯線に断線及び溶融痕等は認められなかった。 ○天井に取り付けられていた浴室換気乾燥暖房機は表面パネル等樹脂の一部が溶融していたが、電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
16	A201900847 令和1年10月7日(神奈川県) 令和1年11月26日	電動アシスト自転 車	(重傷1名) 当該製品で下り坂を 走行中、前輪がパン クし、転倒、右手を 負傷した。	○使用者は当該製品の車輪の振れとブレーキの利き具合の異常を認識していたが、そのまま使用していた。 ○使用者(家人を含む)が月に一度、ブレーキの調整を行っていた。 ○前ブレーキの左ブレーキブロックは、後方より前方側の摩耗量が大きく、全体的に偏っており、右ブレーキブロックは、ブロックがほとんど残っておらず、金属部分が露出し、塗装が剥がれた箇所が認められた。 ○前ブレーキを掛けたとき、右タイヤ側面の亀裂部分と右ブレーキブロックの金属部分が接触する状態が認められた。 ○ずれていた前ハブ軸を適正位置に調整すると、リム上下方向に対して前ブレーキブロックの相対位置が下方へ移動し、前ブレーキブロックを適正位置に組み付け可能であった。 ●当該製品の前ブレーキは、ブレーキブロックの摩耗に偏りが生じ、特に右前ブレーキブロックは金属部分が露出するほど異常に摩耗した状態で使用を続けたため、金属部分がタイヤに接触して亀裂が生じ、ブレーキを掛けた際にパンクし、事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「ブレーキブロックは、溝の残りが1mmになる前に交換する。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
17	A201900887 令和1年10月17日(東京都) 令和1年12月5日	脚立(アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品を使用中、転落し、負傷した。	○当該製品の天板に乗って木のせん定作業をしていた際、突然当該製品がぐらついて揺れだし、当該製品ごと転倒し負傷した。 ○当該製品の開き止め金具等に傷が付いていたが、変形等の異常は認められなかった。 ○事故発生後、当該製品の4本の支柱は確実に固定でき、正常に使用できる状態であった。 ○当該製品はSG基準及び軽金属製品協会基準に適合した製品である。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に転倒に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
18	A201900888 令和1年11月24日(静岡県) 令和1年12月5日	電子レンジ	(火災) 宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観に焼損等の異常は認められなかった。 ○導波管カバーの一部が焼損していた。 ○庫内に著しい汚れは認められなかったが、導波管カバーの焼損部付近に食品汚れと推定される付着物が認められた。 ○マグネトロンのアンテナの先端の一部が溶融していた。 ○基板、高圧トランス等のその他の電気部品に異常は認められなかった。 ●当該製品の庫内の導波管カバーに食品カス等が付着し、繰り返し使用により炭化していたため、使用中に導波管カバーとマグネロンアンテナ間でスパークが発生したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「庫内に汚れが付着したまま使用しない。発火の原因となる。」旨、記載されている。	
19	A201900955 令和1年12月15日(愛知県) 令和1年12月19日	電気冷温風機	(火災) 店舗で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は電源コードプロテクター付近に焼損が認められた。 ○当該製品は、外観に塗装剥がれやこすり傷が多数認められた。 ○電源コードは、焼損箇所の芯線に断線及び溶融痕が認められた。 ○同等品を用いて、電源コードのコードプロテクター付近で電気用品安全法の技術基準に基づき、屈曲試験を実施したが、芯線に断線は認められなかった。 ○その他の電気部品に異常は認められず、電源コードを交換して動作確認した結果、正常に動作した。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、電源コードに過度な屈曲等の機械的ストレスが加わって半断線状態となり、半断線部が異常発熱して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
20	A201900956 令和1年9月18日(熊本県) 令和1年12月19日	はしご(伸縮式、 アルミニウム合金 製)	(重傷1名) 当該製品を使用中、 転落し、負傷した。	○玄関ひさしに立て掛けていた当該製品が急に縮んでひさしから外れ、前方に倒れたため使用者が転落した。 ○当該製品の左支柱の一部が、昇降面から見て前方向に曲がって変形していた。 ○左右の上部端具及び左右の滑り止め端具の裏面側(昇降面から見て背面側)に擦れ傷が認められた。 ○ロック機能は、踏さんのロックピンが、支柱のロックピン穴に入りロックされる構造で、ロック機能のある全ての踏さんは正常にロックされ、事故発生時に荷重が掛かっていた支柱のロックピンに変形はなく、作動性にも異常は認められなかった。 ○事故発生時に荷重が掛かっていた支柱ロックピン穴周辺に、ロックが外れたような痕跡は認められなかった。 ○当該型式品の強度及び滑り止め端具の摩擦係数は、SG基準に準じて定めた製品規格により設計を行い、適合することを確認している。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
21	A201900959 令和1年12月7日(東京都) 令和1年12月20日	エアコン	(火災) 当該製品を清掃中、 当該製品を焼損す る火災が発生した。	○使用者が市販の洗浄スプレーを運転停止中の当該製品の内部に向けて数十秒間噴射したところ、当該製品から出火した。 ○当該製品は外郭樹脂の一部、ファンモーター周辺の樹脂部品等が焼損していた。 ○ファンモーター、制御基板、電源端子台、接続配線、電源コード等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○洗浄に使用された洗浄スプレーの噴射剤には可燃性ガス(LPガス)が使われていた。 ●使用者が当該製品に可燃性ガスを含む洗浄スプレーを噴射したため、可燃性ガスが当該製品内部に滞留し、静電気等の火花が可燃性ガスに引火して焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「洗浄は自身で実施せず、販売店又は事業者修理相談窓口にご相談する。誤った使用方法で内部洗浄を行うと、発煙、発火する恐れがある。」旨、記載されている。また、日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「エアコン内部の洗浄は高い専門知識が必要です。もし誤った洗浄剤の選定、使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損、電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙、発火につながる恐れがある。」旨、注意喚起を行っている。	A201901029「スプレー缶(洗浄剤)」 (製品起因の事故として公表予定)と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
22	A201900968 令和1年12月1日(福岡県) 令和1年12月25日	電動アシスト自転車	(火災) 駐輪場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○団地の壁側に設置された屋根付きの駐輪場で、夜中に当該製品が炎上しているとの通報があり、当該製品、右隣のオートバイ、自転車等、計8台が焼損し、駐輪場は全焼した。 ○当該製品を最後に使用したのは事故発生の2か月前であり、バッテリーパックを落としたり、当該製品で転倒したりしたことはなかったとの使用者からの申出内容であった。 ○当該製品は焼損が著しく、ハンドル及びフレームは焼失して中折れの状態で倒れており、前輪部と後輪部に分かれていた。 ○バッテリーパックは外郭ケースの車体進行方向右側面の半分が焼失し、円筒形リチウムイオン電池セルが露出し、左側に倒れて駆動部側の内部配線が引っ張り出されて断線していた。 ○封ロキャップが外れた1個の電池セルが、バッテリーパックから外れて焼損した状態で、地面に落下していた金属製サドルレールの内側に挟まっていた。 ○焼損したバッテリーパックの外郭樹脂を取り除き、電池セルをX線透視観察したところ、車体進行方向の右表面側に位置する電池セル7個は電極体が焼損していたが、その他の電池セルの電極体は焼損していなかったことから、当該製品に出火の痕跡は認められず、外部からの延焼により焼損したものと考えられた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められず、外部からの延焼により焼損したものと考えられるないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
23	A201900971 令和1年12月13日(岐阜県) 令和1年12月26日	電気ミニマット	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を毛布の下に入れて就寝時に足下で使用し、起床時に異常を感じたので確認すると、ヒーターマット本体の一部が焼損して穴が空いていた。 ○マット内部で接着固定されているヒーター線は、正常の配線位置から外れており、焼損部で密集して重なり合っていた。 ○ヒーター線は断線しておらず、抵抗値に異常は認められなかった。 ○電源コード、電源スイッチ部等、その他の電気部品に異常は認められなかった。 ●当該製品を就寝時の暖房器具として使用していたため、寝返り等による過度の屈曲により、ヒーター線がずれて重なる等して部分的に過熱し、焼損に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書及び当該製品本体には、「就寝用暖房器具として使用しない。折り曲げて使用しない。火傷や火災の恐れがある。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
24	A201900972 令和1年12月4日(神奈川県) 令和1年12月26日	エアコン	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品の連絡配 線及び周辺を焼損 する火災が発生し た。	○当該製品の本体に焼損は認められなかった。 ○屋外の壁に設置された当該製品の室内機と室外機を結ぶ冷媒配管の断熱材等が65cm程度焼損していた。 ○断熱材等の焼損部では、内外連絡線が切断され差込み型コネクターにより途中接続されており、差込み型コネクターの残存物が赤線(通信線)及び白線(電源線)に認められ、黒線(電源線)では焼失していた。 ○内外連絡線の途中接続部では、白線に板バネ様の金属製部材が溶着して熔融痕が生じており、黒線には著しい線径の減少及び表面に著しい荒れが認められた。 ○冷媒配管は焼損していたが、穴空き及び破損は認められなかった。 ○施工事業者の名称等の詳細については不明であるが、事業者との関連はなかった。 ●当該製品は、据付工事の際に施工事業者が内外連絡線を途中接続したため、接続部で接触不良が生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。 なお、据付工事説明書には、「内外連絡線は、途中接続はせず、所定のケーブルを使用して確実に接続する。接続や固定が不完全な場合は、故障や発熱、火災の原因になる。」旨、記載されている。	
25	A201900976 令和1年12月6日(愛知県) 令和1年12月26日	電気ストーブ(オイルヒーター)	(火災、軽症1名) 当該製品を使用中、 建物を全焼する火 災が発生し、1名が 軽症を負った。	○当該製品の外観は焼損が著しく、キャスター及びフロントパネル等の樹脂製部品は全て焼失していた。 ○電源基板は、フィルムコンデンサーの破裂が認められたが、電流ヒューズは切れておらず、付近にあった内部配線のシリコン被覆の焼損は弱かった。 ○電源基板に焼け抜け等の出火の痕跡は認められなかった。 ○ヒーター、電源コード等、その他の電気部品に熔融等の出火の痕跡は認められなかった。 ○電源基板の部品面は、金属製外郭ケースで覆われており、基板に接続されている内部配線は大部分が残存し、被覆の焼損は弱かった。 ○事故現場では、当該製品の他、複数の電気製品が焼損していた。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
26	A201900984 令和1年8月21日(東京都) 令和1年12月27日	換気扇(ダクト用)	(火災) 事務所で当該製品 を使用中、当該製品 を焼損する火災が 発生した。	○当該製品の金属製外郭に変色、変形、焼損等の異常は認められなかった。 ○外郭の内側に多量のほこりが堆積していた。 ○内部のモーター巻線は焼損しており、断線及び溶融痕が認められた。 ○モーターの軸と軸受けは固着していた。 ○モーター用進相コンデンサーに焼損等の異常は認められなかった。 ○当該製品は天井裏に設置され、点検口を設けておらず、設置後31年間、保守点検が行われていなかった。 ●当該製品は、点検口を設けていない場所に設置され、保守点検が行われにくい状態であったため、長期使用(31年)に伴い、モーター軸受の潤滑用オイルが枯渇したことでモーター軸が固着し、モーター巻線が異常発熱してレイヤショートし、焼損に至ったものと推定される。 なお、取付説明書には、「換気扇を取り付けた天井には、必ず点検口を設ける。」「長期使用した換気扇は、使用上支障がなくても安全点検をする。」旨、記載されている。	
27	A201900998 令和1年12月18日(静岡県) 令和2年1月8日	電気ホットプレート	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○当該事故現場は床面にゴミが散乱しており、事故発生後、当該製品はゴミの下に埋まり、電源スイッチが入った状態で発見された。 ○当該製品は樹脂製外郭が焼損し、上部のヒーター付近に焼損した可燃物が付着していた。 ○ヒーター、内部配線、電源コード及び電源プラグに溶融、変形等の出火の痕跡は認められなかった。 ○電源スイッチに異常は認められず、電源を入れたところ、ヒーターが正常に動作した。 ○ヒーターの抵抗値に異常は認められなかった。 ○当該製品を最後に使用したのは事故発生日の2週間前であり、電源プラグを抜かずに放置していた。 ●当該製品に異常は認められず、使用者が当該製品の電源プラグを接続した状態で、堆積したゴミの下に放置していたことから、堆積したゴミに押し込まれて電源スイッチが入り、付近の可燃物が加熱されて出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「収納の際には電源プラグを抜く、可燃物の近くで使わない。発火する恐れがある」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
28	A201901012 令和1年12月26日(埼玉県) 令和2年1月15日	食器洗い乾燥機	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品を焼損する 火災が発生した。	○当該製品に食器を1/3程度入れて乾燥モードで使用を開始してから約10分後、背面左側下部の電源コードブッシング部周辺焼損した。 ○焼損部位の近傍にある電気部品は、庫内下部左奥に位置するファンモーター、電源コード、アース線、給水弁及び給水弁のコネクターであった。 ○電源コードの被覆は溶融していたが、溶融痕等出火の痕跡は認められなかった。 ○ファンモーター、ヒーター線、ヒーターリレー等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
29	A201901014 令和1年11月21日(埼玉県) 令和2年1月15日	換気扇	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○当該製品は、天井裏に設置された24時間換気システムで、常時運転していた。 ○当該製品の焼損は著しく、吸排気口、断熱材等の樹脂製部品は焼失していたが、内部配線、モーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
30	A201901037 令和2年1月1日(愛知県) 令和2年1月20日	電気ストーブ(オイルヒーター)	(重傷1名) 幼児(1歳)が当該製品とともに転倒し、 当該製品の下敷きになり、右手指を負傷した。	○幼児が振り向いたときにバランスを崩して、当該製品を押し倒すように転倒し、右人差し指がフローリング床とフィンの下敷きになり負傷した。 ○当該製品のフィンのエッジは、丸く加工されており、シャープエッジテスターを用いて、UL-1439規格に準拠した試験を実施した結果、鋭利ではないと評価された。 ○電気用品安全法の技術基準に基づき、本体を15度傾斜させたが、転倒せず、安定性は基準を満たしていた。 ○当該製品はキャスターが付いており、側面を押したときは横に移動し転倒しなかったが、キャスターの動きを制限した状態で側面を押すと転倒した。 ○キャスターにロック機構はなく、変形、破損等の異常も認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため当該製品が転倒した原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
31	A201901067 令和1年12月21日(千葉県) 令和2年1月24日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 店舗で当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は店舗で試用ができる展示品で、他社製ACアダプターを接続していたところ出火した。 ○当該製品はリチウムイオンバッテリー部分を中心に焼損しており、樹脂製外郭が焼失していた。 ○バッテリーに内蔵された円筒形リチウムイオン電池セルは、著しく焼損し、一部の電池セルに内部の電極体が残存しているものの、ガスが噴出した状態であった。 ○バッテリーの制御基板は焼損して電気部品が脱落していたが、銅箔パターンの溶融は認められなかった。 ○当該製品とともに回収された他社製ACアダプターの出力電圧はDC35Vであり、純正ACアダプターのDC17Vより高かった。 ○回収された他社製ACアダプターの同等品を、当該製品のバッテリーの同等品に接続し、充電を行ったところ、過充電検知機能が働かず、満充電状態から約3時間で出火に至った。 ●当該製品に出力電圧の高い他社製ACアダプターを接続して充電したため、バッテリーの保護ICが故障し、過充電検知機能が働かなくなり、リチウムイオン電池セルが過充電状態となって異常発熱し、出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「ACアダプターは製品専用の付属品のみを利用する。」旨、記載されている。	
32	A201901082 令和2年1月4日(東京都) 令和2年1月28日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、前面の樹脂製外郭が溶融し、衣類が付着していた。 ○吸気フィルター及びPTCヒーターの放熱フィンに多量のほこりが付着していた。 ○転倒オフスイッチ、サーモスタット等の安全装置の動作に異常は認められなかった。 ○電源コード、モーター、PTCヒーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生時、使用者は当該製品の目の前に衣類を積んだ状態で置いており、当該製品の電源を入れたまま外出していた。 ●使用者が当該製品の前に衣類等の可燃物を積み上げて置いていたため、通電中の当該製品に可燃物が接触した、又は放射熱により出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「乾燥等の他の目的で使用しない。燃えやすいものの近くで使用しない。外出するときは電源プラグをコンセントから抜く。火災の原因になる。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
33	A201901085 令和2年1月17日(千葉県) 令和2年1月29日	加湿器(超音波式)	(火災) 当該製品の電源を入れたところ、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。	○事故発生日の朝、使用者は当該製品を使用するため、電源プラグをコンセントに差し、当該製品の電源をオンにしたが、起動しなかったため、コンセントから電源プラグを抜き、別のコンセントに差し替えたところ、数時間後、音とともに吹出口から発煙した。 ○電源基板上の電界効果トランジスタ周辺のはんだ面が焼損しており、銅箔パターンの一部が溶融し、抵抗等の部品が焼損していた。 ○送風ファン側面の回転軸下部に浸水線のような白色付着物が認められた。 ○使用者は事故発生前に台所用塩素系漂白剤を使用して汚れを落とし、当該製品全体に水を掛けるなどして清掃していた。 ○同等品の電源基板に塩素系漂白剤を含んだ水道水を付着させ、通電する実験を行ったところ、発煙及び発火し、基板が焼損した。 ●使用者が当該製品を本体ごと洗浄したため、電源基板が浸水により短絡し、銅箔パターンに過電流が流れ、基板の焼損に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「当該製品を水に浸したり、丸洗いしない。底部の電気部に水が入ると、ショートや故障の原因になる。」旨、記載されている。	
34	A201901107 令和1年12月17日(千葉県) 令和2年2月3日	介護ベッド	(火災) 当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品の電源プラグは壁コンセントに接続されていた。 ○電源コードは、電源プラグから11cmの位置で断線して溶融痕が生じ、断線部から負荷側に約7cmにわたって被覆が焼損していた。 ○断線部は通常の使用において屈曲等の外力の加わる位置ではなかった。 ○断線部のほかに芯線の損傷、乱れは認められず、焼損していない部分の被覆に亀裂、損傷等は認められなかった。 ○電源プラグの栓刃及びコンセントの差込口に異常は認められなかった。 ○電源コードを新品に交換したところ、本体は正常に動作した。 ●当該製品は、電源コードの溶融痕以外に異常は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
35	A201901148 令和2年1月5日(大阪府) 令和2年2月13日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を汚損し、 周辺を焼損する火 災が発生した。	○当該製品は、冷媒配管等の内外連絡配管及び内外連絡線を収納している樹脂製配管カバーが焼損していたが、本体に出火の痕跡は認められなかった。 ○内外連絡線は、速結端子で中間接続されており、焼損部は速結端子接続部付近であった。 ○焼損部では、内外連絡線に速結端子接続部への挿入不足及び溶融痕が認められ、速結端子の錠ばねには溶融、焼失が認められた。 ○当該製品をエアコン室内機と接続し運転させたところ、動作に異常は認められなかった。 ○当該製品は、使用者の所有物ではなく、住宅の付帯設備であり、設置施工事業者は不明であった。 ●当該製品は、設置施工の際に、内外連絡線が中間接続されたため、接続部で接触不良が生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。 なお、据付工事説明書には、「出火のおそれがあるため、配線を途中で接続しない。」旨、記載されている。	
36	A201901158 令和1年11月11日(群馬県) 令和2年2月17日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、 電柱に衝突し、負傷 した。	○使用者が当該製品で下り坂を走行していたところ、電柱に衝突し、負傷したとの申出内容であった。 ○前ホークは、ホークステムの付け根付近で破断しており、破断面は前方から後方にかけて引き延ばされた様相であった。 ○ハンドルバーの前面及び下パイプの下側に擦過痕が認められた。 ○ヘッドパイプを分解し、ハンドルバー側及び前ホーク側のリテーナーの回転性を確認したところ、円滑であり、異常は認められなかった。 ○ブレーキ、ペダル及びギヤの動作に異常は認められなかった。 ○一般財団法人自転車産業振興協会が実施した、炭素繊維強化プラスチック製の自転車の損傷及び耐久性に関する調査において、自転車を固定し、前輪に重量100kgのトロリーを時速10kmで衝突させる衝突試験の結果、ホークステムが破断し、前輪が下パイプの下側に接触する当該製品の破損状態と酷似する事例が認められた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の前ホークは前方から後方にかけて引き延ばされたように破断していたことから、走行中に電柱に衝突したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
37	A201901179 令和2年2月9日(岐阜県) 令和2年2月27日	電気ストーブ	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品の周辺を 焼損する火災が発生した。	○使用者はスイッチを入れた当該製品を掛け布団の近くに置いて就寝していた。 ○当該製品は、外郭の一部に溶融及びすずの付着が認められたが、大部分が焼損していなかった。 ○ヒーター管に焼損はなく、電気的な異常も認められなかった。 ○電源プラグ、電源コード及びスイッチに焼損は認められなかった。 ●当該製品は、掛け布団と近接した位置に設置して使用していたため、掛け布団が過熱されて出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「燃えやすいものの近くでは使用しない。事故の原因となる。」旨、記載されている。	
38	A201901225 令和2年3月3日(神奈川県) 令和2年3月12日	ベビーカー	(重傷1名) 当該製品に幼児(2歳)を乗せて使用中、転倒し、幼児が負傷した。	○使用者が当該製品に幼児(2歳)を乗せ、小走りで車道にある段差に出た際に、当該製品がアスファルトの約2cmの段差に突っかかり転倒した。 ○当該製品に外見上の異常は認められなかった。 ○当該製品は、SG基準(CPSA 0001「ベビーカー」)の安定性試験を満たしていた。 ○当該製品及び類似品を用いて、事故発生場所と同じ約2cmの段差を乗り越えることができるか確認したところ、通常歩行及び小走りのいずれの場合も乗り越えることができなかった。 ●当該製品に異常は認められないことから、使用者が当該製品を押して約2cmの段差を立ち止まらず小走りで乗り越えようとしたため、前輪が段差に突っかかり、当該製品が前方に転倒したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「無理な段差乗り越えは、前輪に衝撃が加わり、ベビーカーが転倒するおそれがある。」、「段差を乗り越える場合は、ステップや後脚ステーに足をかけてハンドルを手前に引き、必ず前輪を浮かせて段差を乗り越える。」旨、記載されている。	
39	A201901230 令和2年2月29日(北海道) 令和2年3月17日	除雪機(歩行型)	(死亡1名) 使用者が当該製品の回転部(オーガ)に巻き込まれた状態で発見され、死亡が確認された。	○当該製品は、エンジンキーが「入」になっており、変速レバーが中立位置、走行クラッチレバー(デッドマンクラッチ)が入った状態で、エンジン回転調節レバー(オーガの回転速度を調整)が最低速位置となっていた。 ○当該製品の走行クラッチレバーは、ロープで縛られ固定されていた。 ○当該製品の動作(前進、後進、転回等)に問題はなく、オーガのシャフト1本が折れていた以外に破損等はなかった。 ●当該製品のエンジンをかけた状態で走行クラッチレバーが切れないようロープで固定し、除雪クラッチレバーを「入」、エンジン回転調節レバーを最低速位置とした状態のまま、何らかの理由で使用者が前方のオーガ部に移動した際に誤ってオーガに巻き込まれたために事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書及び注意ラベルには、「回転中は除雪部に近づかない。」、「回転部に手、足、顔を近づけない。」、「近づく場合はエンジンを停止する。」、「点検の場合は各クラッチを切り、エンジンを停止して行う。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
40	A201901231 令和1年12月6日(東京都) 令和2年3月17日	電気毛布(敷毛布)	(重傷1名) 当該製品を使用中、 右膝に低温火傷を負った。	○当該製品の使用開始から6日目の起床後に、水ぶくれに気付いた。 ○事故発生日の温度設定は不明であったが睡眠中に長時間使用していた。 ○当該製品は生地にしわが認められたが、焦げ及び変色は認められず、ヒーター線に重なり等の異常は認められなかった。 ○当該製品の動作に異常は認められず、著しい温度むらは認められなかった。 ○取扱説明書には、「40℃～60℃の比較的低い温度でも、皮膚の同じ箇所が長時間触れていると、赤い斑点や水ぶくれができることがある。」旨、記載されている。 ●事故発生日の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
41	A202000048 令和2年3月17日(福岡県) 令和2年4月16日	接続ケーブル(太陽光発電システム用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○住宅の屋根に設置した太陽電池モジュールとパワーコンディショナ間を接続していた当該製品7系統が引き込まれていた屋根裏内で焼損していた。 ○当該製品は別のケーブルと中間接続するために樹脂製接続ボックス内で差込コネクタ7個を使用して接続されていたが、接続ボックスが焼失していた。 ○当該製品は差込コネクタ部で被覆が焼失した状態で断線しており、素線の多くに火災熱による脆化及び折損が認められた。 ○差込コネクタ7個のうち、6個は確認できず、1個は焼損が著しいことから異常の有無は確認できなかった。 ○接続ボックス内には他に電気部品は内蔵されておらず、屋根裏内の他のケーブル等に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品とパワーコンディショナへの接続が不適切であったため、接続箇所において異常発熱し焼損したものと推定される。 なお、施工方法については、住宅建築業者毎に独自に方法を定めているため、施工要領書等は添付していないが、建築業者が作成した施工手順書には、「工具を用いて被覆をむき出す。むき出し長さが不適切な電線の接続は、接触不良、絶縁不良等発熱焼損の可能性がある。」旨、記載されている。	